

平成23年度無格付け等地方債の保有継続・売却の方針(案)

1. 資金管理法人が保有する無格付け地方債の保有継続・売却の方針の審議

○ 資金管理法人が保有する無格付け地方債の保有継続・売却の方針については、毎事業年度、資金管理業務諮問委員会の審議を受けることとされている(第26回資金管理業務諮問委員会(平成20年9月25日開催)審議・承認)(別添1参照)。

○ 平成22年度における無格付け等地方債(※)の保有継続・売却の方針については、総務省・地方公共団体が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」という。)の規定により公表した平成20年度決算及び平成21年度決算に基づく健全化判断比率を、無格付け等地方債の保有継続・売却の指標とすることが、第33回資金管理業務諮問委員会(平成22年3月9日開催)において審議・承認された。

なお、資金管理法人は、平成22年度において、無格付け等地方債が全て同方針の規定する保有継続の基準を満たしていることを、第39回資金管理業務諮問委員会(平成22年12月13日開催)において報告した。

(※)無格付け等地方債

資金管理法人が保有する地方債のうち、平成20年12月末に指定格付機関(現在の信用格付業者)が地方債勝手格付けを取下げたことによって、無格付けとなった地方公共団体及び依頼格付けAA⁻未満となった地方公共団体の地方債(平成23年2月末現在14団体分保有)(別添2参照)。

2. 平成23年度無格付け等地方債の保有継続・売却の方針

【背景】

○ 平成22年度において、資金管理法人が保有する無格付け等地方債の発行体である14地方公共団体のうち、新たに依頼格付けを取得した団体はない(平成23年3月8日現在)。

○ しかし、これら14団体の財政健全化法の規定に基づく平成21年度健全化判断比率(確報)(平成22年11月30日総務省公表)(別添2参照)は、全て早期健全化基準未満であり、財政状況が悪化しているとされた団体はなく、また、無格付け等地方債の債券市場における対国債利回りスプレッド(国債との利回り格差)も拡大することはなく、安定的に推移している。

○ よって、平成23年度における無格付け等地方債の保有継続・売却の方針(以下「平成23年度方針」という。)は、平成22年度方針と同様に次のとおりとする。

(1) 平成23年度方針における無格付け等地方債の保有継続・売却の指標

総務省・地方公共団体が財政健全化法の規定により公表した健全化判断比率を、「無格付け地方公共団体及び依頼格付けAA⁻未満の地方公共団体」の保有地方債の保有継続・売却の指標とする。

(2) 保有継続・売却の基準

健全化判断比率が財政健全化法に基づく早期健全化基準未満である「無格付け地方公共団体及び依頼格付けAA⁻未満の地方公共団体」の保有地方債については、原則として保有を継続する。

○ 平成22年度決算に基づく健全化判断比率の公表の前まで

「無格付け地方公共団体及び依頼格付けAA⁻未満の地方公共団体」の保有地方債について、当該地方公共団体の平成21年度決算に基づく健全化判断比率は、全て早期健全化基準未満であるため、保有継続とする。

○ 平成22年度決算に基づく健全化判断比率の公表以後

「無格付け地方公共団体及び依頼格付けAA⁻未満の地方公共団体」の保有地方債について、当該地方公共団体の平成22年度決算に基づく健全化判断比率が、早期健全化基準未満であるときは、保有継続とする。

ただし、早期健全化基準以上であるときは、当該地方公共団体の保有地方債については、監督官庁からの公表情報等を基に、保有継続・売却について、総合的に判断して対応を行う。

(3) 「無格付け地方公共団体」が新たに依頼格付けを取得した場合

当該地方公共団体が取得した依頼格付けに基づき、保有地方債の保有継続・売却については、資金管理業務規程別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」の規定を適用して、対応を行う。

以上